

精神障害者を心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とする
ことを求める意見書

平成5年に改正された障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障害者が障害者福祉の対象と位置付けられ、身体・知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。

しかし、障害者福祉において、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳（愛の手帳）1度・2度の方々に、精神障害者はその対象外となっています。

よって、福生市議会は、東京都に対し、次の項目の早期実現を求めます。

- 1 精神障害者を心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月28日

福生市議会議長

末 次 和 夫

東京都知事 様